

議案第一二四号

三朝町温泉使用条例の制定について

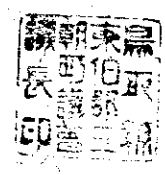
三朝町温泉使用条例を別紙のとおり制定する

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和卅八年拾貳月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町温泉使用条例

(目的)

才一条

この条例は三朝町温泉の利用の適正を図り、その保護を期し、公共の福祉増進と観光保養事業の振興をはかるため三朝町(以下「町」という)が行う温泉配湯並に使用料を定めることを目的とする。

(定義)

才二条

この条例で温泉とは町が掘さくした温泉源から町が採取した温泉をいひ、配湯とは温泉の配湯許可を受けた者に送湯することをいう。

(利用)

才三条

温泉の利用とはこれを入浴用、医療用、飲用、その他直接、間接に温泉を利用する一切の行為をいう。

(資格)

才四条

温泉の配湯を受けらるる者は公共の浴場並に本町に施設を有する医療施設、旅館施設及び観光厚生施設で左の各号の一に該当するものでなければならぬ。
一 町並に財産区の共同浴場
二 温泉治療を実施する病院

3 旅館業法施行細則(昭和三年鳥取県規則第三九号)による認可を有する施設及び業態が優良と認めらるる旅館

4 本町の観光保養事業上必要と認めらるる観光厚生施設
5 その他町長が特に必要と認めらるるもの

(許可)

才五条

前条の資格を備えたもので温泉の配湯を受けようとする者は別に定める様式により申請し町長の許可を受けなければならぬ
町長は許可にあたり必要があるときは条件をつけることができる

(契約)

才六条

前条の許可をうけた者は温泉の配湯について別に定める様式により契約をしなければならぬ

(配湯)

才七条

温泉の配湯量は一分間三升を一口の基本量とし温泉源の湧出量並に施設の規模により配湯量を定めることができる
但し温泉の配湯は公益の目的により口数及び配湯時間を制限することができる

(配湯制限)

才八条

天災地変による災害又は温泉施設の工事その他不可抗力の原因による事故及び温泉湧出量の減少等の場合は温泉の配湯量を制限し若しくは配湯を休止することができる
この場合は町の損害について補償の責を負ふもの

(使用料金)

才九条

温泉の使用料金は左の通りとする。

1. 共同浴場施設

一 月額八〇〇〇円

以内

2. 医療施設

一 月額一二〇〇〇円

以内

3. 旅館施設

一 月額一六〇〇〇円

以内

4. 観光厚生施設

一 月額一六〇〇〇円

以内

(使用料金納付及び還付)

才十条

使用料金は当月分を翌月十日迄に納付しなければならぬ。

2. 納付后における使用料は還付しない。但し使用するものの責任をもち、それで使用できなかったときはその限りでない。

(減免)

才十一條

町長が特に必要と認めるときは配湯料金を減免することとする。

(工事)

才十二条

引湯工事は町が行い、その工事費用は受益者の負担とする

(配湯停止)

才十三条

左の各号の一に該当したときは配湯を停止する

- 一 事業及び営業を廃止したとき
- 二 温泉を目的外で使用し、他に貸與又は分湯若しくは売買、貸入、担保に供した時

三 才六条の契約に違反したとき

四 使用料金を期限内に納付しなかったとき

五 その他この条例に定める規定に違反したとき

(知儀変更)

才十四条

営業者が知儀を変更しようとするときは改めて許可をうけなければならない
但し左の各号の一に該当するときは知儀変更の理由とするものとする

一 営業及び営業施設を三親等以内で相続したとき

二 法人で單に商号及び知稱の変更をしたとき

三 その他町長が止むを得ないと認めるとき

(諸問)

第十五条

町長は、町民の生活の向上、経済の発展、文化の振興、教育の普及、その他重要な事項を、町民の利益を考慮し、その旨を決定し、町民に周知させるものとする。

(附則)

第十六条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(附則)

この条例は公布の日から施行する。